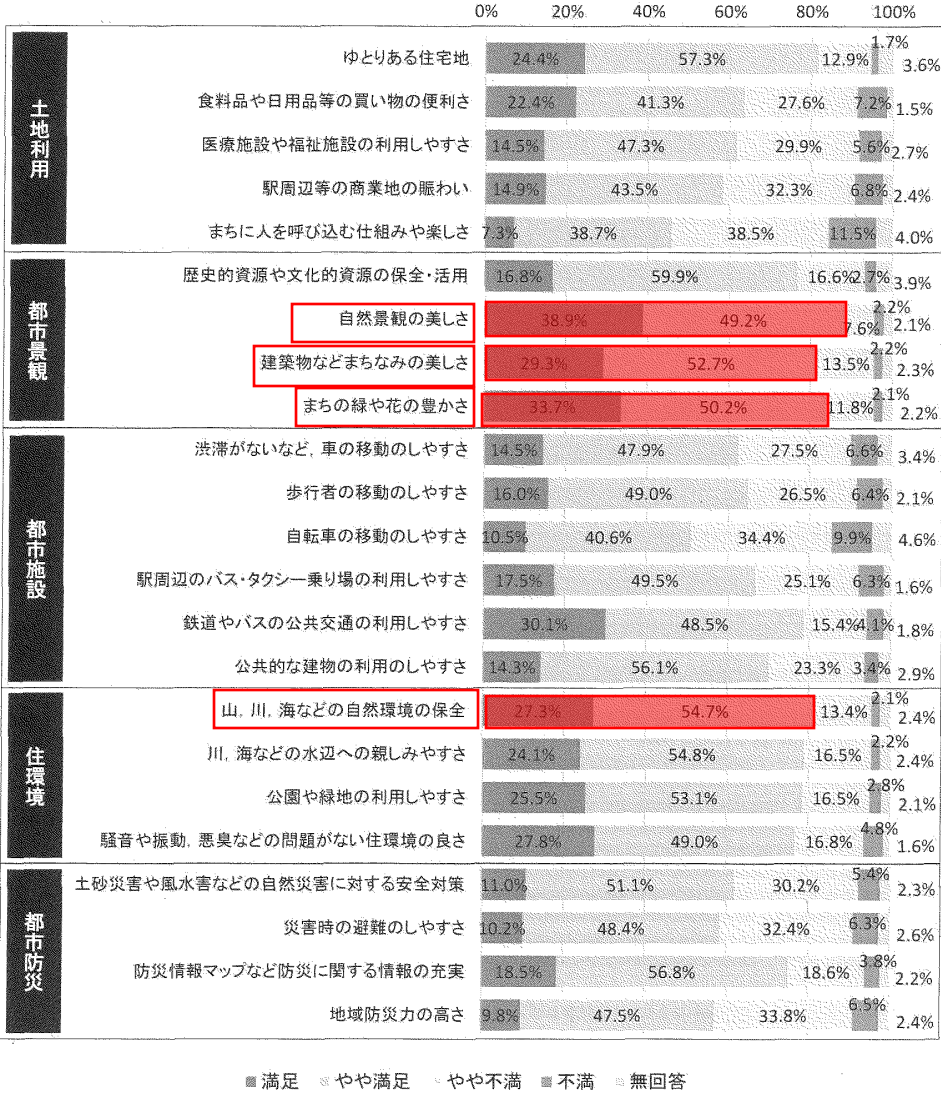


芦屋の景観について



市民からの住環境の評価



まちづくりへの評価では

「満足」と「やや満足」を合わせた数値が

「自然環境の美しさ」 88.1%

「まちの緑や花の豊かさ」 83.9%

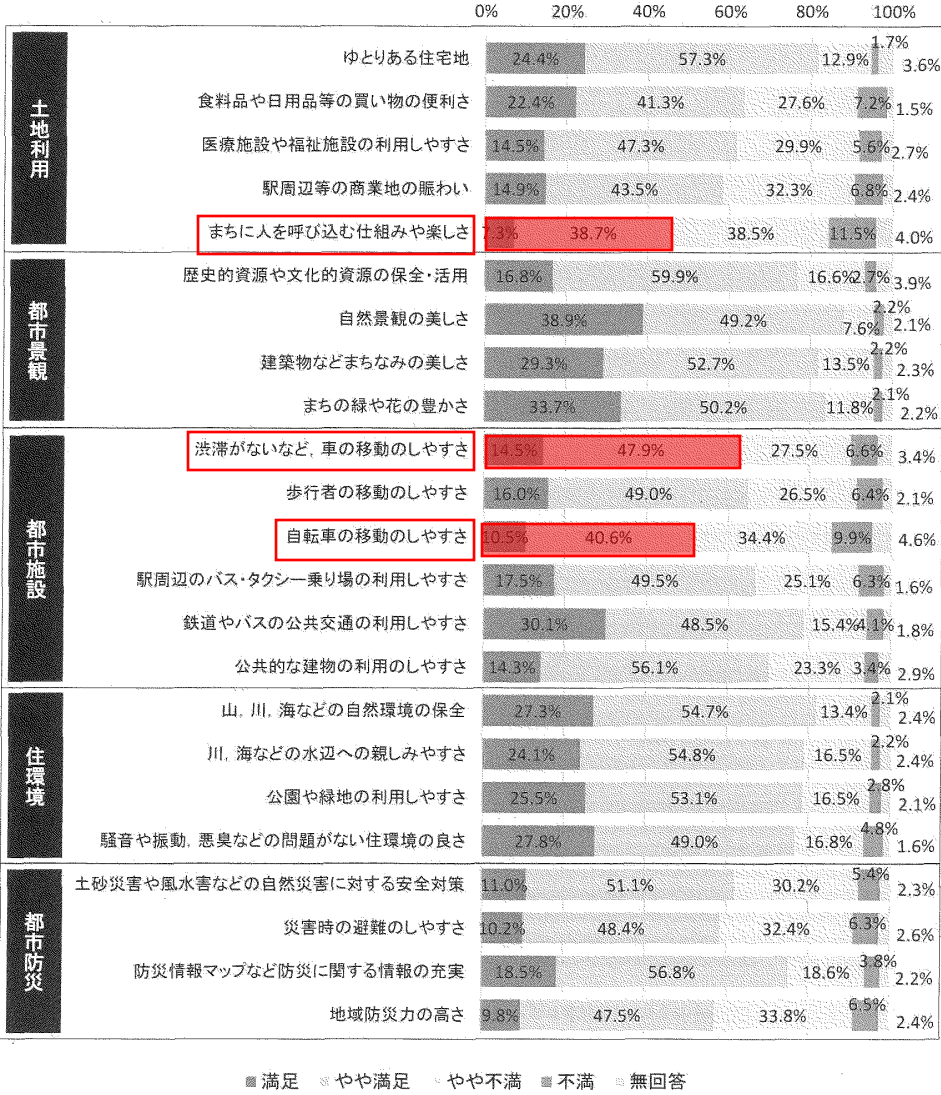
「建築物などまちなみの美しさ」 82.0%

「山、川、海などの自然環境の保全」 82.0%

景観、自然や緑への評価は高い

芦屋市都市計画マスタープラン 市民アンケート（R3.6）より

市民からの住環境の評価



一方で

「満足」と「やや満足」を合わせた数値が

「まちの楽しさ」 46.0%

「車の移動のしやすさ」 62.4%

「自転車移動のしやすさ」 51.1%

利便性には課題を感じる声も

芦屋市都市計画マスタープラン 市民アンケート（R3.6）より

芦屋市で定める景観地区・計画の一例

- ・ 芦屋市景観計画
- ・ 芦屋市緑の基本計画
- ・ 芦屋市屋外広告物条例
- ・ 風致地区制度
- ・ JR芦屋駅周辺地区都市再生整備計画
- ・ 南芦屋浜景観形成地区

これまでの取り組み

- ・ 芦屋市都市景観条例の制定（平成 8年10月1日）
- ・ 芦屋市景観形成基本計画の策定（平成 8年11月）
- ・ 芦屋景観地区の決定（平成21年 7月1日）
- ・ 芦屋市都市景観条例の全部改正（平成21年 7月1日）
- ・ 芦屋川南特別景観地区の決定（平成22年11月1日）
- ・ 芦屋川特別景観地区の決定（平成24年 4月1日）
- ・ 景観行政団体へ移行（平成26年 4月1日）
- ・ 芦屋市都市景観条例の一部改正（平成26年 4月1日）
- ・ 芦屋市景観計画の策定（平成27年 1月）
- ・ 芦屋市景観形成基本計画の改定（平成27年 1月）
- ・ 芦屋市屋外広告物条例の施行（平成28年 7月1日）
- ・ 景観重要建造物の指定（平成30年10月10日）

景観形成の基本的な考え方

基本的な考え方

公的領域に接する領域は、都市景観に大きな影響を与えるため、建築物、工作物、植栽等の諸要素を一体的に計画する。

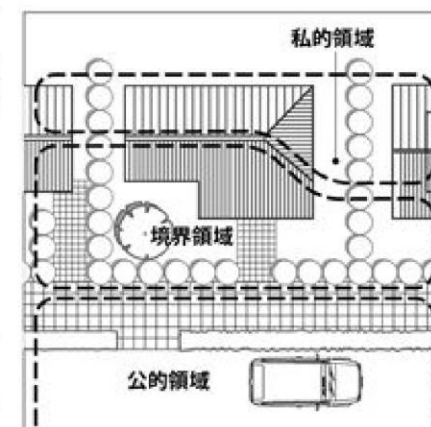
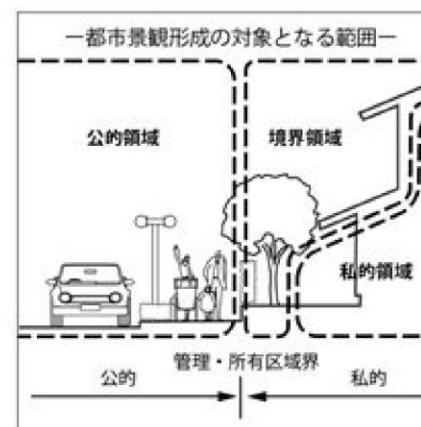
とりわけ街角は影響が大きいと重視する。

(1) 都市景観形成の対象範囲

優れた景観を形成するためには、その対象範囲は道路や公園などの公的領域だけでなく、これらと接した個々の建築物などの屋根・外壁・生垣・前庭など外部から視覚的に見える境界領域を含めた範囲も対象として、都市景観形成が図られなければなりません。このために、従来の社会的・経済的な管理・所有区分とは別の都市空間の公共性についての認識が必要となります。

都市景観形成における都市空間の領域構成は道路や河川などの公的領域、公的領域に接する建築物の屋根・外壁・前庭・塀などの境界領域、敷地内空間のうち視覚的に外部から見えない部分や屋内空間からなる私的領域の三つに区分できます。

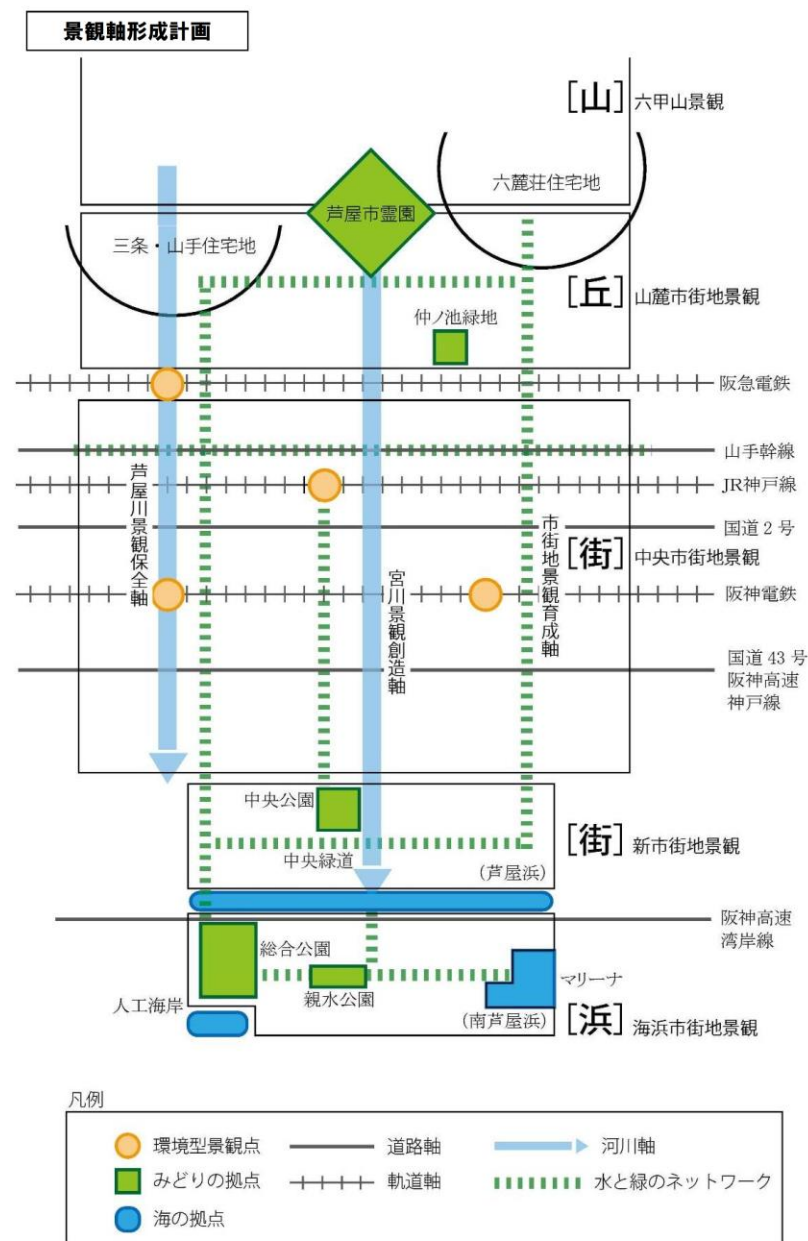
都市景観形成を図るうえで、公的領域はもちろんのこと、境界領域もその公共性は非常に高いものとなっています。このため、都市景観形成の対象範囲は公的領域に境界領域を含めて考えるものとしします。



景観形成の基本的な考え方

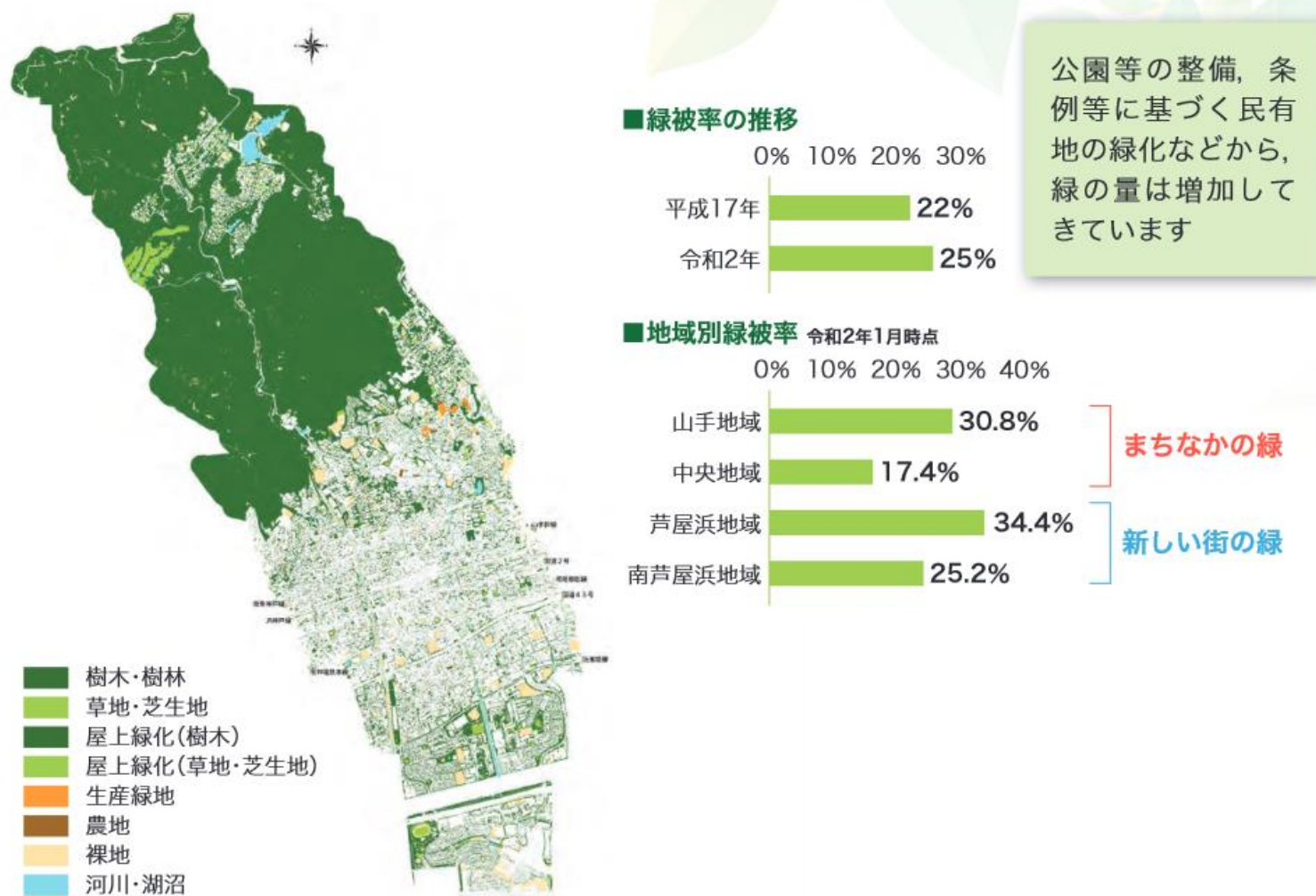
景観資源が全市域にわたって散らばっている。
市内全体が保全すべき景観である。

→平成21年7月より市域全域を
景観法に基づく「**景観地区**」に指定
また芦屋川周辺についても本市を
代表する景観として特に景観保全を図る
平成24年4月より
「**芦屋川特別景観地区**」に指定



芦屋市緑の基本計画

《資料》緑の量の現況



緑をつくる

緑をいかす

緑でつながる

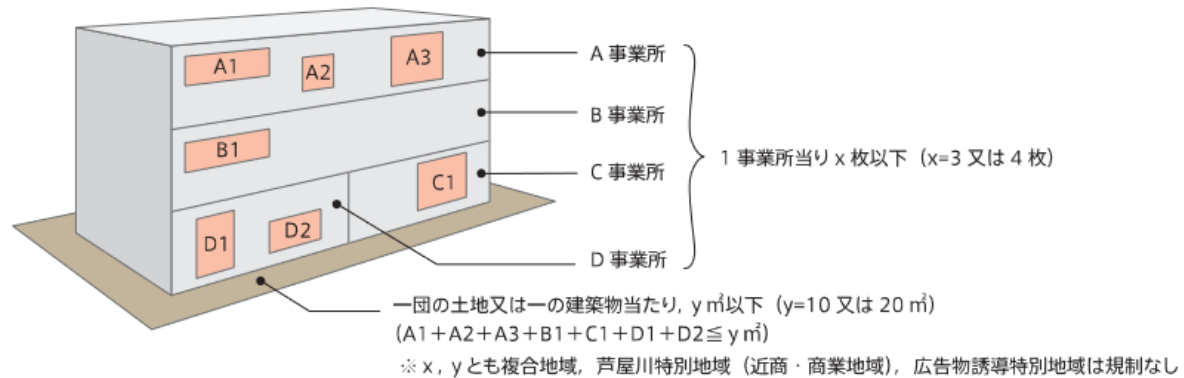
という3つの方針で
緑化を進め、まちづくりに
取り組んでいます。

- ・9,600本もの街路樹
- ・オープンガーデン
- ・うちぶん、宮塚公園の整備

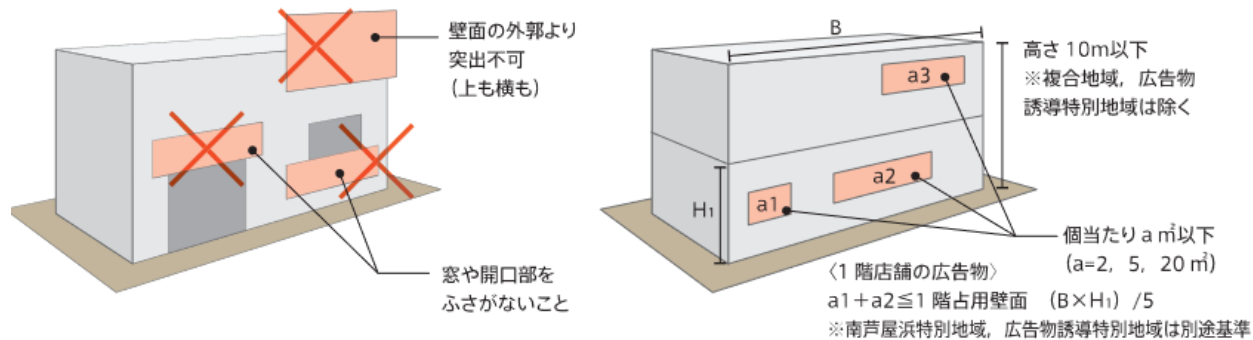
屋外広告物条例

各基準の考え方・例

総量規制の考え方



壁面利用の考え方



本市のまちなみに
ふさわしい広告景観を
形成するために制定

看板やポスターなどのほか、
壁面に直接表示する文字や、商品名、
写真、のぼりなども対象

和・洋・中のイメージを品格よく表現する

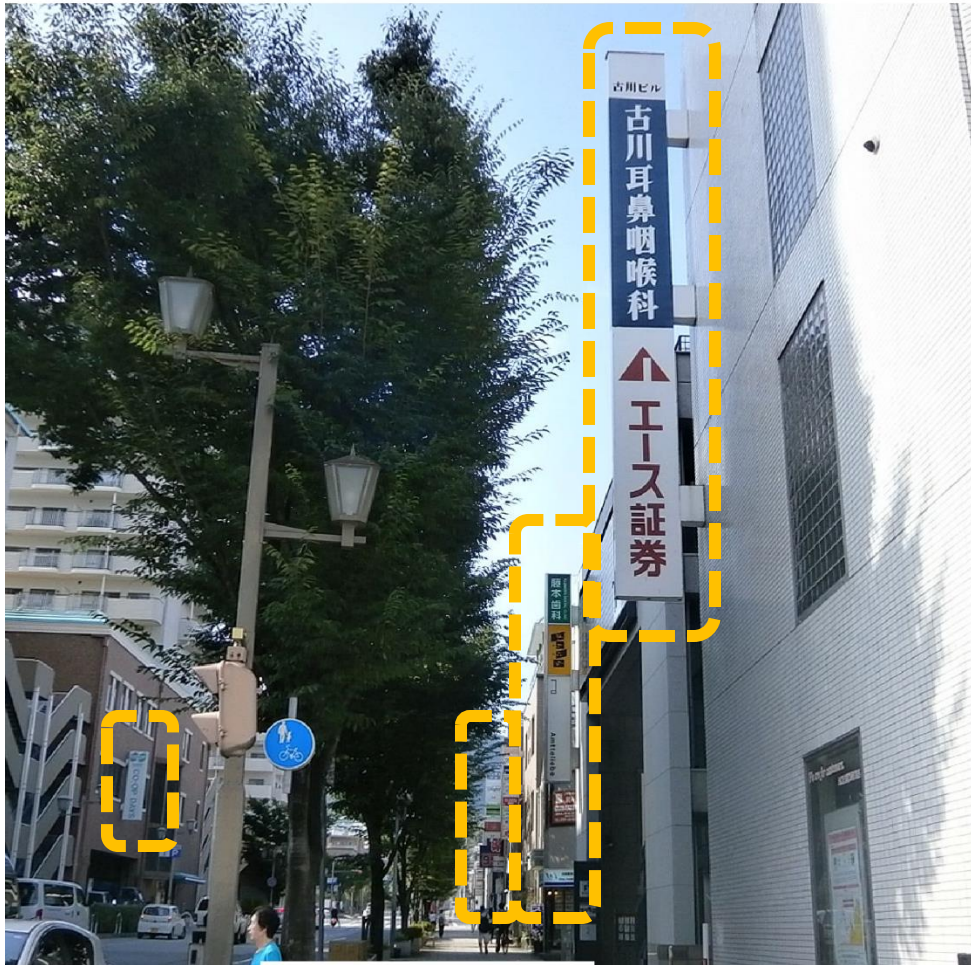


和食



洋食

屋外広告物条例の事例



突出看板の撤去（大原町）



大切にすべき都市の風致



風致地区は、都市の風致を維持するために
都市計画によって定められる地域地区をいう

「都市の風致」とは……

都市のなかにある良好な自然的景観

都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な
区域について定めています。

芦屋市には2つの風致地区が定められており
風致地区内において建築物の新築等の行為を
行う場合は芦屋市長の許可が必要です。

芦屋川特別景観地区

緑ゆたかな美しい芦屋の景観をめざして 【概要】



【対象区域】 芦屋川特別景観地区は、芦屋川沿岸の街区約42.6ヘクタール
景観地区では、建築等の行為を行う前に、形態・高さの制限及び建築物の
高さ・立面位置、敷地面積への適合審査を受けなければなりません。

芦屋市は、市民や事業者の景観への意識の高さから、優れた景観に恵まれた緑豊かな美しい住宅地として発展してきました。

市では、平成21年7月に芦屋市全域を景観法で定める「景観地区」に指定するなど、芦屋らしい緑ゆたかで美しいまちづくりを目指した施策を推進しています。

芦屋川沿岸は、市民の日々の生活において身近で親しみのある場所であると共に、個性と風格のある美しい景観を有する、市を代表する重要な地域です。そのため、市では、芦屋川沿岸地域において、より良好な景観の創造を目指し、市域全体の景観地区とは別に、「芦屋川特別景観地区」を指定しました。

6. 芦屋川特別景観地区 計画図



美しい芦屋の未来へ



芦屋の町並みは、地域の人々や民間の住宅地形成によってその基礎が築かれ、生活文化によって育まれてきました。

しかし、社会経済の変化やライフスタイルの多様化が進み、経済合理性に基づく開発行為が多くなったため規制による良好な景観や住環境の形成は難しくなっています。

市と市民と事業者がともに考え、未来の美しい景観を描きましょう

さいごに

芦屋市都市景観賞やっています！



芦屋市都市景観賞とは・・・

芦屋の魅力あふれる景観を表彰する制度です。

※自薦・他薦は問いません。 たくさんのご応募お待ちしております。

●応募対象

建築物部門（5年以内）



おおむね5年以内に新築され、
良好な景観に寄与しているもの。

建築物部門（20年以上）



新築から20年経過しており、
以前から良好な景観を寄与していて
適切に維持管理がされている建築物。

屋外広告物部門



周辺環境と一体的な計画を行い、
まちなみに調和したデザインで
良好な景観に寄与するもの。

活動部門



市内で3年以上継続し、
まちづくりに貢献している活動。

●応募方法

webの場合

二次元コードを読みこみ、応募フォームよりご応募ください。
または、応募用紙に必要事項を記入し、都市政策部まちづくり課へ
メールにてご応募ください。（メールアドレス：keikan@city.ashiya.lg.jp）

郵送・持参の場合

所定の応募用紙に必要事項を記入し、まちづくり課へ持参、
または郵送にてご応募ください。応募用紙は、下記窓口で配布、
または市のホームページでダウンロードできます。

問い合わせ先・送付先

芦屋市都市政策部まちづくり課まちづくり係
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号 TEL:0797-38-2109

応募フォーム



ホームページ